経営事項審査の承継について

★概要

個人事業主が法人を設立した場合(いわゆる「法人成り」)や個人事業主が事業を親族に譲渡した場合(いわゆる「代替わり」)に際しては、一定の条件を満たせば、経営事項審査の一部の項目について、承継することができます。

- ★承継できる項目
 - ○完成工事高

○平均利益額

○営業年数

○経営状況

★承継の条件

- - ①被承継人が建設業を廃業すること
 - ②被承継人が50%以上を出資して設立した法人であること
 - ③被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
 - ④承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること
 - ①について

個人事業主の許可について、**廃業届を提出**する必要があります

- ②について
 - (例)資本金が500万円の場合、250万円以上を出資
- ③について

(例) 法人設立が4月1日の場合、**その前日**の3月31日に個人事業を廃業

④について

個人事業主が法人の代表取締役に就任する必要があります

- -○個人事業主(被承継人)⇒個人事業主(承継人)【代替わり】—————— 当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内(又は3年以内)に建設業者から建 設業の主たる部分を承継した者がその**配偶者又は2親等以内の者**であって、<u>次のすべ</u> <u>て</u>に該当するもの
 - -①被承継人が建設業を**廃業する**こと
 - ②被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
 - ③承継人が被承継人の業務を**補佐した経験**を有すること
 - (1)について

個人事業主(被承継人)の許可について、**廃業届を提出**する必要があります

②

について

(例)被承継人廃業日が3月31日の場合、承継人が**その翌日**の4月1日に開業

③について

「被承継人のもとで働いていた経験を有する」という意味です

★お問い合わせ先

建設業・契約管理課建設業指導係 TEL: 0742-27-5429 FAX: 0742-27-5313

★入札参加資格の承継

奈良県の入札参加資格承継については、別に要件が定められています。詳細については、 建設業・契約管理課公共工事契約管理係(TEL: 0742-27-7425)にお問い合わせくだ さい。